

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備の基本理念

吉野川では、明治40年（1907年）に第一期改修工事として本格的治水事業に着手して以来約100年、また、旧吉野川では昭和42年（1967年）に徳島県による中小河川改修事業に着手して以来約40年が経過した。この間継続して、水害の軽減等を目的とした治水事業を推進してきたが、いまだ川沿いには、かなりの延長の無堤地区が残り、洪水や高潮の発生に伴う水害が後を絶たない。また、堤防整備等など治水事業の進展に伴い、内水（河川に排水できずにはん濫した水）はん濫による水害や堤防漏水浸透・侵食への対応、さらには河川管理施設の老朽化や洪水調節容量の不足など等への対応も必要となっている等、~~新たな課題が発生している~~。加えて大規模地震や津波、集中豪雨による災害の発生も危惧されており、吉野川では現状においても治水に関する課題が山積している。また、利水面については、早明浦ダムや銅山川ダム群において濁水が頻発している状況にある。

一方、環境面では、吉野川の流れは、雄大で、川沿いの竹林やレキ河原など吉野川らしさを代表する自然景観が現在も残り、豊かな自然環境を育んできた。しかし、昭和50年代後半以降、河道内では急速にヤナギ類の群落が発達し、水際部が急勾配となり、レキ河原を減少させている。近年では、シナダレスズメガヤ等など外来植生生物（植物）が侵入し、河川環境の多様性を喪失させている。

また、吉野川の河川敷（高水敷）や水際は、住民の憩いの場やさまざまな活動の場として利用されている。岩津上流には、水害防備林として植林され、過去には和傘等の地域産業を支える資材の供給源として大切に管理されてきた竹林など等も存在する。

これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関わる施策を効果的かつ総合的に展開する。このとき、河道区間毎に存在する治水、利水あるいは環境に係るある分野の課題を解決するにあたっては、他の分野への影響を十分に配慮しながら調和のとれた施策を実施する。

吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念

○安全で安心できる吉野川の実現

上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ、洪水、内水（河川に排水できずにはん濫した水）被害、高潮、地震等^①さまざまな水害から川沿いの地域住民の人命と財産を守り、人々が**安全で**安心して暮らせる地域を早期に実現することを目的とする。このため、基本方針で定めた目標に向け、関係機関と連携し**つつ**段階的に整備を進めることとして、各種^②治水対策を展開し**推**進するとともに、既設の河川管理施設の機能維持と向上を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、渇水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。

○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生

吉野川に残る良好な自然環境や**景観**等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原や**水際のなだらかな連続性**（エコトーン）、**清浄清らかな**吉野川の**流水**等^③など自然環境の再生を図るための施策を展開する。

○地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造

地域の自然環境と**景観**や社会環境に調和した河川空間を創出し、流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の利用を促進するための施策を展開する。

3-2 河川整備計画の対象区間

本整備計画は、河川管理者である四国地方整備局長が河川法第16条の2に基づき、表-3.2.1及び図-3.2.1に示す吉野川水系の国（直轄）管理区間（大臣管理区間）を対象に定めるものである。

表-3.2.1(1) 計画対象区間（河川）

河川名等	上流端	下流端	延長
① 吉野川	右岸：徳島県三好市池田町西山 字シマ999番の2地先	河口	77.69km
	左岸：徳島県三好市池田町西山 字穴漬4187番の3地先	河口	
② 旧吉野川	右岸：吉野川からの分派点	河口	24.80km
	左岸：吉野川からの分派点	河口	
③ 今切川	右岸：旧吉野川からの分派点	河口	11.65km
	左岸：旧吉野川からの分派点	河口	
④ 鍋川	右岸：徳島県板野郡松茂町広島 字丸須50番地先	右岸：徳島県板野郡松茂町広島 字丸須50番地先	0.10km
	左岸：徳島県板野郡松茂町広島 字北ノ川33番の3地先	左岸：徳島県板野郡松茂町広島 字北ノ川29番の1地先	
⑤ 中島川	右岸：徳島県美馬市 字松本50番の2地先	吉野川との合流点	2.00km
	左岸：徳島県美馬市 字境目39番の32地先	吉野川との合流点	
⑥ ほたる川	右岸：徳島県吉野川市山川町中須賀 地先の上流橋を示す標柱	吉野川との合流点	0.20km
	左岸：徳島県吉野川市山川町中須賀 地先の上流橋を示す標柱	吉野川との合流点	
合計			116.44km

表-3.2.1(2) 計画対象区間(ダム)

ダム名	河川名等	上流端	下流端	延長
⑦ 早明浦ダム	本井 吉野川	右岸:高知県土佐郡大川村上小南川 字川口307番の6地先	右岸:高知県土佐郡土佐町田井 字スサキ6206番地先	22.20km
		左岸:高知県土佐郡大川村井の川 字葛橋217番の6地先	左岸:高知県長岡郡本山町吉野 字小倉山250番の3地先	
	[左支川] 大北川	右岸:高知県土佐郡大川村高野 字トヲノ谷219番地先	右岸:吉野川との合流点	2.10km
		左岸:高知県土佐郡大川村大北川 字中尾391番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[左支川] 下川川	右岸:高知県土佐郡土佐町下川 字冬の谷5番の1地先	右岸:吉野川との合流点	1.30km
		左岸:高知県土佐郡土佐町井尻 字カギノヲ134番の8地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 瀬戸川	右岸:高知県土佐郡土佐町南川 字古城528番の5地先	右岸:吉野川との合流点	3.60km
左岸:高知県土佐郡土佐町南川 字小平1928番のロ地先		左岸:吉野川との合流点		
小計				29.20km
⑧ 富郷ダム	本井 銅山川	右岸:愛媛県新居浜市別子山字 竹ヶ市乙2番地先	右岸:愛媛県四国中央市富郷町津根山 字藤原106番地先	7.20km
		左岸:愛媛県新居浜市別子山字 成ル乙304番の1地先	左岸:愛媛県四国中央市富郷町津根山 字耕地廻り乙381番の8地先	
	[右支川] 葛川	右岸:愛媛県四国中央市富郷町 津根山宇船形乙189番の7地先	右岸:銅山川との合流点	1.20km
		左岸:愛媛県四国中央市富郷町 津根山宇城師山乙197番の106地先	左岸:銅山川との合流点	
小計				8.40km
⑨ 柳瀬ダム	本井 銅山川	右岸:愛媛県四国中央市富郷町 寒川山字杉成425番地先	右岸:愛媛県四国中央市金砂町小川山 字古野向道下乙2232番地先	9.71km
		左岸:愛媛県四国中央市富郷町 上長瀬351番地先	左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字古野1237番地先	
	[右支川] 上小川	右岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山2263番の1地先	右岸:銅山川との合流点	1.07km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山2178番の1地先	左岸:銅山川との合流点	
小計				10.78km
⑩ 新宮ダム	本井 銅山川	右岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字羽瀬乙1566番地先	右岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 新宮字宮川甲31番地先	9.13km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町小川山 字ヒノジ乙466番の1地先	左岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 新宮字長サコ乙36番の2地先	
	[右支川] 中ノ川	右岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 馬立字甲斐野宮丙2164番の3地先	右岸:銅山川との合流点	1.20km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字甲斐野宮乙1390番地先	左岸:銅山川との合流点	
小計				10.33km
⑪ 池田ダム	本井 吉野川	右岸:徳島県三好市池田町川崎 字浪合27番地先	右岸:徳島県三好市池田町西山 字シマ999番の2地先	10.42km
		左岸:徳島県三好市山城町下川 字中192番の1地先	左岸:徳島県三好市池田町西山 字穴漬4187番の3地先	
	[左支川] 馬路川	右岸:徳島県三好市池田町白地 字井ノ久保1495番の1地先	右岸:吉野川との合流点	0.65km
		左岸:徳島県三好市池田町白地 字井ノ久保1628番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 祖谷川	右岸:徳島県三好市池田町大利 字為成44番地先	右岸:吉野川との合流点	0.13km
		左岸:徳島県三好市池田町川崎 字宮ノ前130番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 漆川	右岸:徳島県三好市池田町漆川 字漆川橋ノ向5137番の6地先	右岸:吉野川との合流点	0.18km
左岸:徳島県三好市池田町大利 字出合4番の1地先		左岸:吉野川との合流点		
小計				11.38km
合計				70.09km

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められているが、その対策を完了させる目標を達成するには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/sとし、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとする。この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。

表-3.4.1 河川整備において目標とする流量

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
吉野川	岩津	19,400m ³ /s	2,800m ³ /s	16,600m ³ /s	基準地点

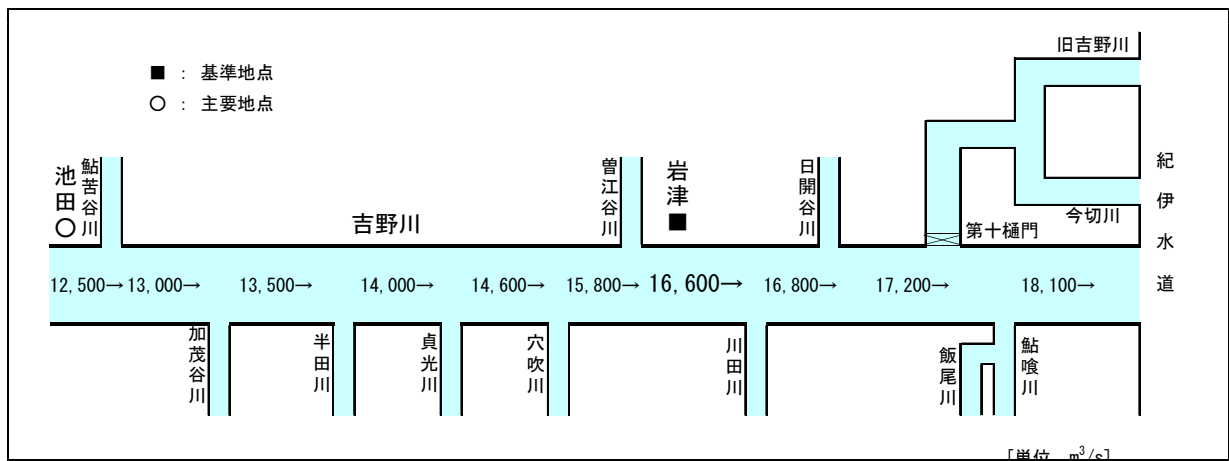


図-3.4.1 河道整備流量配分図

3. 河川整備計画の目標に関する事項

2) 堤防整備済区間における~~堤防漏水~~浸透・侵食への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透に対して著しく安全性が低い区間や~~＝~~侵食に関して重要水防箇所となっている区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防~~補強~~強化等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等など重大災害の発生を未然に防止する。

3) 内水被害への対応

内水（吉野川に排水できずにはん濫した水）はん濫**被害**への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区を**対象**に必要の内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出の抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行う。既設排水ポンプ場（排水機場）や**排水門（樋門・樋管）**等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

4) 大規模地震等への対応

今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討する。地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水（出水）により甚大な被害の発生が予想されるによる損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の**堤防及び国管理の排水門（直轄管理樋門・樋管）**等の河川管理施設に**対し**必要の対策を実施することにより、とともに、河口部の堤防について被害状況の検討を行う被害を軽減する。

また、昭和36年9月に来襲した第三室戸台風規模の河道内侵入波浪による越渡**河口部**では台風時の高潮や波浪による被害を防止する。

5) 浸水被害の軽減策及び危機管理

浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、**計画規模を上回る洪水等が発生した場合、整備途上での施設能力以上の洪水**地震や高潮等が発生した場合においても、**被害の軽減に努める。**

6) ダム管理

上流ダム群においては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する。また、早明浦ダムでは適正な洪水調節機能の確保を図る**一方**とともに、柳瀬ダムでは放流能力の向上及び**堆砂除去**等により治水・利水**機能**の影響を改善するの回復及び向上を図る。

(2) 旧吉野川

1) はん濫被害軽減に向けた対応

旧吉野川・今切川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点大寺において、基本高水のピーク流量1,500m³/sと定められているが、その**目標を達成**

3. 河川整備計画の目標に関する事項

する ~~対策を完了させる~~には、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水や昭和36年9月第二室戸台風と同規模の高潮に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、大寺地点で $1,100\text{m}^3/\text{s}$ 、このうち既設ダムにより $100\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、旧吉野川下流（河口より14.6km付近下流）及び今切川沿いの必要区間について築堤等の対策を行うことで、主要な市街地の旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、川沿いの無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

表-3.4.2 河川整備において目標とする流量

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
旧吉野川	大寺	$1,100\text{m}^3/\text{s}$	$100\text{m}^3/\text{s}$	$1,000\text{m}^3/\text{s}$	基準地点

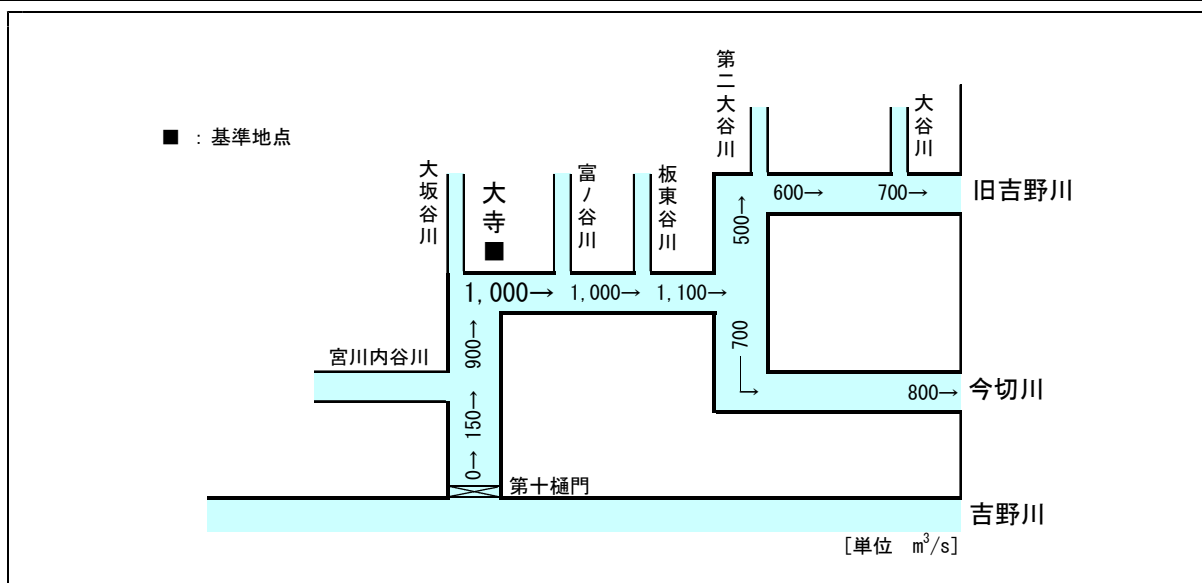


図-3.4.2 河道整備流量配分図

2) 堤防整備済区間における浸透への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透に対して著しく安全性が低い区間については、増水（出水）中の状況を注視するとともに、必要に応じ危険性の解消に向けた所要の堤防強化を実施することにより、堤防の決壊（破堤）など重大災害を未然に防ぐ。

3) 大規模地震等への対応

地震等による被災の軽減に向けて、下流部における堤防整備を促推進するとともに、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い中規模地震動に対する堤防耐震対

策を実施して沈下量を抑制し、~~沈下後の堤防高が朔望平均満潮位+1.0m以下となること~~で発生する地震後の潮汐等による壊滅的甚大な浸水被害を防止する。

また、今世紀前半にも発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震などのプレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容することも考慮しつつ河川構造物への影響を検討し、~~東南海・南海地震による地震動及び津波への対応については、~~地震後の津波や緊急復旧完了前に生じる増水（出水）による浸水被害が危惧される堤防及び下流部に位置する国管理の排水門（直轄管理樋門・樋管）や河口堰に対しては、関係機関と調整を図りつつ必要な対策を実施することにより被害を軽減する。の耐震対策を進めるとともに、~~堤防耐震対策についても必要な検討や関係機関との調整を進め、早期事業着手に努める。~~

④4) 浸水被害の軽減策及び危機管理

浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や~~分かりやすい~~情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、計画規模を上回る洪水等が発生した場合、整備途上での施設能力以上の洪水や~~高潮・地震等~~が発生した場合においても、被害の軽減に努める。

3-5 河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標

3-5-1 河川水の適正な利用に関する目標

河川水の適正な利用については、今後も流水の正常な機能や~~現状の~~水利用の現状を十分に考慮し、関係機関との調整を図りながら、水利用その適正化や合理化に努めるとともに、渇水時の被害を最小限に抑えるための対応策について検討する。

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種生物の侵入等、~~様々~~さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により特定種の分布状況等も含めて把握し、~~その状況を~~評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「多自然川づくり」~~を基本とすることなどにより、~~地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し~~ずるとも~~も、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり」に努める。

(1) 吉野川

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）では、アユ等に~~産卵場~~や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等に~~産卵地~~として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物（植物）対策として~~については~~、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。水際~~河岸~~の直立化については、なだらかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施する。

吉野川の河口部には、潮位変化~~など~~等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境がある~~となっている~~。~~そのため~~とくに、河口干潟を含む汽水域については、~~そ~~ういった特有の環境場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっている~~ものである~~ことから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。

また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、~~概ね魚道機能が維持されていることから~~、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等（ミチゲーション）を実施する。

2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、河口干潟、広いレキ河原や河岸の水害防備林等が、固有の生態系や豊かに流れる水、季節の変化や流域の歴史・文化等とともに、吉野川の優れた河川景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和する

ように努める。

3) 水質

良好な水質を維持することは、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育・繁殖している生物にとって重要であることから、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する。

また、早明浦ダムから放流される濁水の長期化については、関係機関と連携し、改善に努める。

(2) 旧吉野川

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

旧吉野川の河川環境は、長年に渡わたる河口堰による湛水等によって形成、維持されていることから、治水・利水との整合を図りつつ、ワンドやよどみ等のある多様な水域・水際環境の保全・再生に努める。

また、堰等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されている。今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。

~~また、魚類等の遡上・降下の移動障害となっている堰等の河川横断構造物については、河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う~~

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等（ミチゲーション）を実施する。

2) 河川景観

旧吉野川・~~今切川の河川景観については~~、第十樋門から今切川分派点に見られるオギ群落等の植生がもたらすことによる比較的自然度の高い景観から、旧吉野川、今切川両河口堰から河口の市街地における人工的な景観まで多様に変化している。そのため、そこに流れている豊かで緩やかな水の流れは、川岸と水面が一体となった自然度の高い景観や市街地空間の中にあっては安らぎを感じることでできる景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和するように努める。

3) 水質

良好な水質を維持することは、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育・繁殖している生物にとって重要であることから、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-5-3 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるように努める。

また、関係機関や地域住民等と連携して、人々が貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流の促進に努める。